

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）案の概要

1 条例制定の背景

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代に利用される気軽な乗り物で、環境にやさしく、健康に良いことや、観光の振興や災害時の利用等、様々な分野における自転車利用のニーズが増加しています。

一方で、県内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車事故の比率は増加傾向にあります。また、他県では自転車利用者が事故の加害者となり、利用者本人やその保護者に対して、高額な損害賠償が請求される事例が見受けられます。

そこで、自転車利用者をはじめ、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用の促進や自転車損害賠償責任保険等への加入義務を盛り込んだ条例を制定するものです。

2 条例の目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

3 主な内容

- (1) 県の責務、自転車利用者の責務、県と市町村との協力、事業者の役割等について規定します。
- (2) 自転車の安全で適正な利用に関する教育、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検及び整備等について規定します。
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務及び加入の確認等に係る努力義務について規定します。

4 施行期日

令和4年4月1日（予定）。ただし、3(3)については同年7月1日（予定）。